農業委員会総会議事録

（令和８年２月９日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年２月９日（月）午後３時００分
場所　熊本市中央区二の丸１番１−２号　桜の馬場城彩苑　多目的交流施設

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　３時００分　開会

事務局　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、議席番号２番の深水委員については少し遅れられると連絡があっております。したがいまして、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数２４名中２３名の出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは会長、ご挨拶をお願いします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席をいただき、誠にありがとうございます。

昨日は、気候が大変冷え込んでおりました。また、一旦落ち着いていたインフルエンザの感染も再び広がっています。委員の皆様には、くれぐれも体調管理に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農用地利用集積等促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るにあたり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記指名をいたします。

本日の議事録署名者には２４番の上田隆幸委員と１番の西冨大二郎委員を、書記に事務局の西村幸祐参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から第６号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの６件でございます。

初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請１５件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は八代市で両親と共にミカン、デコポンを栽培している兼業農家で、申請地には両親及び妻とレモンを作付する計画です。譲受人は本市での農地取得が初めてということで、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取りを行った結果、何ら問題ないものと判断いたしました。

以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

２番と３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

３番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。譲受人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

以上２件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番、３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、４番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。

４番と５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

４番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

５番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、ナスを作付される計画です。

以上２件、先日の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番、５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。西村委員さん、どうでしょうか。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、６番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。
６番から８番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。
６番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は、自身の住宅建築に合わせて隣接する申請地を取得し、自家消費用のミニトマトを作付する予定です。譲受人には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聞き取り調査を行いました。今回の申請については、何ら問題ないものと判断いたしました。
７番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は隣接する住宅を取得し、自身が営む電気工事業の傍ら、芝の栽培を行う予定です。譲受人には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聞き取り調査を行いました。今回の申請については、何ら問題ないものと判断いたしました。
８番は、自家消費のための所有権移転の申請です。前回からの継続審議案件で、第３号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請６３番と関連です。前回の地区委員会の現地調査で、申請地に隣接する譲渡人の住宅の合併浄化槽からつながる排水管が申請地の中を通っており、その取扱いについて申請人に確認しましたが、明確な回答がありませんでしたので継続審議となりました。その後、譲渡人宅の排水管を道路側溝へつなぎ込み、申請地内の排水管を撤去する旨の説明が申請人よりありました。譲受人は、自身の住宅建築に合わせて隣接する申請地を取得し、自家消費用の露地野菜を作付する予定です。譲受人

には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聞き取り調査を行いました。今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上３件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。

議　　長　　ただいま６番から８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、９番。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。

９番から１０番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

９番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、大豆、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

１０番は、新規就農による賃借権設定の申請です。借受人は以前から葉物野菜、根菜類の増産方法の研究をされておりました。昨年より貸付人に農地を借りてイチゴを栽培されており、許可後もイチゴを作付される計画です。借受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま９番、１０番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１１番。

２１番　上島惠二委員
２１番委員、上島です。
１１番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１１番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、野菜、ミカンを作付される専業農家で、許可後はミカンを作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１１番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１２番。

２３番　牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

１２番から１５番についての地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１２番は、新規就農のため使用貸借権を設定する申請です。借受人は自営業で食用油及び化粧品の製造、販売をされており、今回の申請地でヒマワリを作付され、その種から搾取した油脂を食用油や化粧品の原料として使用するため、申請をされたものです。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聴き取り調査を行いましたが、何ら問題はありませんでした。

１３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培される専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

１４番は、農地所有適格法人が経営拡張のため所有権を移転する申請です。当該法人は養豚業を営まれており、今回、譲渡人が所有する豚舎の購入に合わせて隣接する農地を購入されるもので、許可後はカボチャを作付される計画です。なお、事業要件、役員要件など農地所有適格法人の要件については、添付書類により問題ないことを確認しております。

１５番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は柿、栗などを栽培される専業農家で、申請地にはホウレンソウ、ジャガイモ、大根など自ら消費する野菜類を作付される計画です。

以上４件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１２番から１５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第２号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請１件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

７番　網田稔委員

７番委員、網田です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積４１㎡に普通車両１台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

なお、申請地は既に駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請６５件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番から５５番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、パンの製造販売店を営む個人が所有権を取得して、店舗併用住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。代替地の検討もされておりますが、事業目的に見合う土地がなく、申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、店舗併用住宅木造２階建て１棟及び駐車場４台分を整備される計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出済とのことです。工事期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

２番は、土木工事業を営む法人が所有権を取得して、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に２つの教育施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、ブロック、側溝、擁壁などの土木用資材置場として２４０㎡、下水管などの管工事用資材置場として１４０㎡、その他小型建設機械置場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。開発許可、盛土規制法に伴う許可は不要であることを事業者側にて確認しております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。しかしながら、申請者において農地法の知識がなく、これまで資材置場として貸してきたことを反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

３番と４番は関連で、一般社団法人が所有権の取得並びに賃借権を設定して、学校用地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。学校用地の敷地拡張であることから、転用もやむを得ないと判断いたしました。

土地利用計画は、市街化区域にある既存の校舎、体育館の敷地など

の他地目を含む総事業面積３，４９９．２４㎡、総転用面積２，７３５㎡を新校舎の建設や運動場、駐車場３４台分として整備される計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。現在の生徒数が２年後には約１．９倍の４２０名と見込まれるため、今回計画されたとのことです。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査回答済みとのことです。工事期間は令和８年４月１日から令和９年１０月３１日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手することを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

５番から５５番までは関連で、不動産業、倉庫業を営む法人が所有権を取得して産業用地へ転用する許可申請です。申請者は熊本市が実施した産業用地整備事業に係る公募で選定され、産業用地整備に係る連携協定を令和５年９月２６日に熊本市と締結されております。農地区分は１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画について熊本県知事の承認を令和７年１０月２４日に受けられており、第１種農地の不許可の例外規定の地域未来促進法に規定する承認地域経済牽引事業計画において同法に規定する施設を土地利用調整区域内に整備するために行われるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積２０万５，８９８．２７㎡、総転用面積１８万６，９８８㎡に物流倉庫及び冷凍冷蔵倉庫４区画、半導体産業関連の工場２区画、研究施設１区画を造成し、緑地、調整池、道路、排水、防火水槽用地を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。都市計画法に基づく地域計画による開発で、開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査回答済みで、都市計画法第３２条に基づく公共施設の管理者とも協議済みです。また、熊本市都市計画審議会による審議が令和８年２月１０日に行われる見込みとなっており、その後、熊本県や熊本県警等との関係機関との本協議を経て、地区計画の都市計画決定告示が令和８年３月上旬に行われる見込みであることを都市政策課に確認しております。なお、地域計画の都市計画決定告示後は速やかに開発許可の申請がなされ、許可見込みがあることを開発指導課に確認しております。工事期間は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じ

るおそれはないものと判断されます。今後の手続につきましては、総転用面積が４ｈａを超えますので、県知事が許可することになりますが、農業会議へ意見を聴取の上、申請書に許可相当の意見を付して申請書を県知事へ送付することになります。

以上５５件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から５５番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。なお、５番から５５番までは総転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取いたします。また、この案件は総転用面積が４ｈａを超えますので、農業会議の意見を聴取した後、申請書に許可相当の意見を付して、熊本県知事へ送付することにいたします。

次は、５６番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

５６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

５６番は、個人が所有権を取得して個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

転用面積は４３４㎡に木造平屋建て１棟を建築される計画で、転用

面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和８年１０月３０日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま５６番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、５７番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

５７番から６０番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

５７番と５８番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地２筆、計１，５２３㎡に、建築条件付売買予定地６区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判

断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和９年１２月２８日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

５９番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地４区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和９年１１月３０日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

６０番は所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２農地と判断されます。土地選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地２区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和９年３月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上４件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま５７番から６０番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。今、深水委員が到着されました。次の議案から、審議に入ってください。

次は、６１番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

６１番から６３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

６１番は、個人が所有権移転し個人住宅へ転用するための申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地４９９㎡に平屋建て個人住宅１棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への影響ともに問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査申出書の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和８年７月１０日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

６２番は、農業を営む個人が所有権移転し、農業用資材置場として使用するための転用許可申請です。譲受人は水稲、麦を栽培しておりますが、経営拡張に伴う資材置場不足を解消するためのものです。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地７２３㎡をコンテナ、育苗箱置場、トラクター、田植機の仮置場として整備される計画で妥当な面積と判断され

ます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和８年６月３０日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

６３番は、個人が所有権移転し個人住宅へ転用するための申請です。農業委員会に届けることなく盛土を行ったことについて反省し、今後注意する旨の始末書が提出されております。前回の地区委員会の現地調査で申請地に隣接する譲渡人の住宅の合併浄化槽からつながる排水管が申請地の中を通っており、その取扱いについて申請人に確認しましたが、明確な回答がありませんでしたので、継続審議となりました。その後、譲渡人宅の排水管を道路側溝へつなぎ込み、申請地内の排水管を撤去する旨の説明が申請人よりありました。農地区分は１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するもので、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地の選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積４９９．４５㎡に平屋建て個人住宅１棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への影響ともに問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査申出書の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和８年１２月２０日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま６１番から６３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、６４番。

２３番　牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

６４番、６５番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

６４、６５番は関連で、蓄電池装置の製造、販売等を行う法人が所有権を移転し、系統用蓄電池施設へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては周辺で代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地２筆、合わせて２，０３６㎡に蓄電池、変圧器など、電力の需給調整を行うための蓄電設備を設置するほか、通路などとして利用する計画で転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地の営農に支障を与えることもないものと判断いたします。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、工事にあたり切土、盛土は行わない計画となっていることから、規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

以上２件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま６４番、６５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第４号及び第５号議案でございます。
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局　　第４号及び第５号議案は関連ですので、併せて説明します。
まず、第４号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。
一覧は、議案書２１ページをご覧ください。
まず、所有権移転です。
明細は、議案書２２ページの１番から２６ページの２７番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが６件、同じく熊本県農業公社の買入れが２１件、面積は２７件合わせて田６万１，７８７㎡、畑１万３，１０７㎡の合計７万４，８９４㎡となっています。
次に、農地中間管理機構との貸借です。
明細は、議案書２７ページの２８番から４１ページの１１２番までの８５件となっており、契約期間別では６年未満が４７件、１０年以上が３８件、面積は８５件合わせて田３１万６４７．３７㎡、畑５万８，２９９．３㎡の合計３６万８，９４６．６７㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定されております。
続いて、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。
明細は、議案書４２ページの１番から４３ページの３番までの３件となっています。
なお、議案第４号及び第５号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。
以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第４号及び第５号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされております。つきましては、内容のご確認をいただき、ご意見などございましたら、お願いいたします。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手多数。

議　　長　　ありがとうございました。

承認者多数と認めますので、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第６号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願５件でございます。

地元委員のご報告にあたりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番と２番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地５筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

２番も、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地１筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上２件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番、２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
次は、３番。

１２番　森山哲也委員
１２番委員、森山です。
３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
３番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は水稲、ミカンを栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。
以上１件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定します。
次は、４番。

１１番　田中友博委員
１１番委員、田中です。
４番と５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
４番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は花卉を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。
５番も相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は露地野菜を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適

正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。
以上２件、さきの地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番、５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、次第５の報告事項です。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　報告書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
１番から９番までの合計９４件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議　　長　　次に、６のその他です。
地域計画の報告について、説明をお願いいたします。

事務局　　地域計画に関する報告でございます。
本市における地域計画に係る農業委員会での目標地図素案については、本市全域分の作成を行い、各農業振興室で提出を済ませております。なお、一部地区、芳野地区については、今年度中に３地区へ分割して作成するということになっております。また、各地域における地元協議は全地域でほぼ終了しておりますことも併せて報告します。各農業委員、推進委員の皆様には、これまでのご協力、誠にありがとうございました。
今後の地域計画策定までの予定についてですが、農業政策課に確認

をしたところ、昨年同様に２月末から３月初めにかけて農業委員会への意見聴取を行うということでした。なお、意見聴取の対応については、農業政策課から農業委員会へ依頼があり次第、昨年８月、農業委員会総会でご承認いただいたとおり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、事務局長専決処理という形で処理をさせていただきますので、併せてご了承をお願いいたします。

また、意見聴取後は公告・縦覧期間２週間を経て、今年度末までには新たな地域計画が公表される予定となっているとのことです。併せてご報告をいたします。

以上、報告でございます。よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かありませんでしょうか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局　　ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

閉　　会　午後 3 時 52 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年２月９日

議　　長　　福　原　幸　一

署名委員　　上　田　隆　幸

署名委員　　西　冨　大　二　郎

書　　記　　西　村　幸　祐